

会 議 録

会議名 (付属機関等名)		平成26年度(第8回)川西市介護保険運営協議会		
事務局(担当課)		健康福祉部 長寿・介護保険課 内線(2615)		
開催日時		平成27年1月28日(水) 午後1時から午後2時30分		
開催場所		川西市役所 7階 大会議室		
出席者	委員	大塚 保信 藤末 洋 今西 要 坂井 稔 成徳 明伸 南 智子 岡本 美津子 入江 章子 兵庫県阪神北県民局金岡 美千代		
	その他			
	事務局	根津健康福祉部長 作田長寿・保険室長 山本長寿・介護保険課長 中西長寿・介護保険主幹 田中長寿・介護保険課長補佐 森上介護支援専門員 事務員		
傍聴の可否		可	傍聴者数	なし
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		(1)「川西市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画(案)に係る意見提出手続結果等」について (2)「川西市指定介護予防支援事業所・地域包括支援センターに関する条例(案)要綱」について (3)「第6期介護保険事業計画期間中の介護保険料」について (4)その他		
会議結果				

審 議 経 過 (1)

会長	<p>定刻でございますので、只今から平成26年度の第8回目の運営協議会を開きたいと思っております。世情はなんか心重たい世情が続いておりますけれど、なんか無事を祈りつつ、私のほうは粛々と会議のほうへ赴きまして、今日もご協議のほうをよろしくお願い申し上げます。じゃあ、本日只今ご出席願っておりますのは委員8名中7名のご出席でございますので、これは「川西市の介護保険運営協議会規則第3条第4項」の規定に基づきまして、本日の協議会は成立しております。まずご報告申し上げます。本日もよろしくお願い申し上げますけれど、傍聴につきましてはお一人...でしょうか。いらっしゃいますでしょうか。</p> <p>傍聴の方はお越しではありません。</p>
事務局 会長	<p>今のところはお見えではございませんか。ありがとうございます。ありがとうございました。</p> <p>まずは事務局のほうから手順通り、資料の確認をお願いいたします。よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>失礼いたします。まず資料の確認をさせていただきます。資料につきましては事前に郵送で送らせていただいておりますが、今回差し替えの部分がございましたので、全て今回新たなものをこちらのほうで、机の上に置かせていただいております。その確認をしてみたいと思います。まず資料1でございます。「川西市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（案）」に係る意見提出手続結果」。資料2でございます。「同、（案）」に係る市議会意見と市の検討結果」。これにつきましては、変更分ということですね、まず1ページ意見番号3のところですね、「市の検討結果」ちょっとここを訂正しております。それと6ページ意見番号17、ここにですね、文章を追加しておるという状況でございます。その次、資料3でございます。「同、（案）」修正対比表」ここにもですね、4ページ、意見文章を追加しております。続きまして、資料4でございます。「第6期介護保険事業計画における保険料算出資料」これもですね、修正がございまして、地域支援事業のですね、算出方法、この部分ですね、少し誤っていたところございましたので、この部分とですね、それに伴いまして高額介護サービス費この部分、それと3ページのですね、施設のサービスの28年度、このところに定期巡回・随時対応型がございまして、これを29人と最</p>

審 議 経 過 (2)

会長	<p>初しておったんですけども、これを25名に訂正してごさいます。続きまして、資料5でございませう。「川西市指定介護予防支援事業所・地域包括支援センターに関する条例(案)要綱に係る市議会意見と市の検討結果」。資料6「同、(案)要綱修正対比表」以上、6点でございませう。もし足りない方がございませうたら、事務局のほうまでお申し付けください。以上でございませう。</p> <p>ありがとうございます。委員さんのほうで、資料はございませうでしょうか。よろしいでしょうか。じゃあ、資料は揃ってると認識いたしました。ありがとうございます。それでは議事に会議に入ります前に、本日の運営協議会の署名委員を選出したいと思ひますけども、いかがでしょうか。いつも通りと言ひませうでしょうか、私のほうでご指名させていただこうと思ひますが、ご異議ございませうでしょうか。</p> <p>異議なし。</p>
各委員 会長	<p>よろしいございませうか。ご賛同いただきました。ありがとうございます。では、ご異論ないということでございませうので、本日の署名委員につきましては、南委員にお願いしたいと思ひますが、よろしいでございませうでしょうか。ではよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは只今から議題に従ひまして、お披露目を願ひます。最初はですけれどこれは、会議次第の2のほうにございませう「川西市の高齢者保健福祉計画・第6期の介護保険事業計画(案)に係るところの意見の提出手続結果」につきましては、まずこれにございませうが、事務局のほうからご説明を賜ります。よろしくお願ひ申し上げます。</p>
事務局	<p>それではあの「川西市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画(案)に係る市民意見及び市議会意見に対する検討結果」について、ご説明申し上げます。座らしていただひてよろしいですか。</p>
会長	<p>ええ、どうぞ。長丁場ですから。</p> <p>時間の関係上ですな、まず資料1、これは市民の方から出さ</p>

審 議 経 過 (3)

事務局

れた意見でございます。これにつきましては市民の方のご意見ですので、全て簡単に説明させていただきます。資料2につきましては市議会のほうから出された意見でございます。これにつきましては修正がありました部分、その箇所だけご説明させていただきます。資料3につきましては、市民の方、議員の方、意見を受けて修正をしました対比表でございます。これにつきましては修正部分を説明させていただきます。まずですね、資料1の1ページをお開きください。意見番号1でございます。今回の計画(素案)における説明会に対する評価であります。これにつきましては今後とも継続して実施してまいりたいと思っております。意見番号2でございます。ニーズ調査に関する意見です。これにつきましては次回は調査の啓発と回収の促進に努めてまいります。意見番号3はグラフに関する意見でございます。これにつきましてはアンケート調査票と整合性を図るために、調査票に記載されている選択肢の順番通りに並べることになっております。意見番号4はリスク該当者の意味に関するご意見でございます。これにつきましては、注釈で「リスク該当者とは生活機能の低下がみられる方のことです」と加えさせていただきます。続きまして2ページをお開き願います。意見番号5。第1から第10段階の意味がはっきりしないというご意見でございます。これにつきましては、介護保険料の第1から第10段階につきましては、112ページに記載させていただいておりますが、ご意見の通りわかりにくいいため、注釈で「介護保険料の段階につきましては112ページに記載しております」と加えさせていただきます。申し訳ございません、112ページと言いますのは、計画の案のほうでございます。ここの本文の112ページに記載しているということでございます。続きまして意見番号6でございます。これは介護サービス利用者のアンケート調査に関する表現でございます。次回は調査の啓発と回収の促進に努めてまいります。続いて意見番号7です。地域別の比較が大きく比較されているが、全体の進むべき方向が具体的に見えてこないというご意見でございます。これにつきましては、本計画では日常生活圏域ごとに記載させていただいており、圏域内の地域ごとの具体的な取り組みや方向性等につきましては、今後も市と綿密に連携を図りながら、それぞれの地域における会議等を中心に取り組んでまいります。意見番号8でございます。レフネックの実績に関するご意見でございます。これにつきましてはご意見を受けまして、

審 議 経 過 (4)

レフネックの実施についても追加させていただきます。続きまして3ページをお開き願います。意見番号9は休耕地の借り上げ助成に関するご意見でございます。現在2カ所の市民農園を開設しており市広報誌等で空き区画情報等の周知を行っております。尚本計画では、老人用貸農園事業を継続して実施することを位置づけております。意見番号10でございます。健幸マイレージに関するご意見でございます。ポイントをためて申請期間に申請していただいた方全員に「かわにし健幸市民認定証」を発行いたします。ポイントシートは広報誌通じ全戸配布し、ホームページや各種協議等でのPRも加え、コミュニティ協議会検討会など、各種団体等への協力依頼を行ってまいりました。今後はきめ細やかなPRも検討してまいります。続きまして、意見番号11です。介護予防サービスの訪問介護と通所介護の制度改正において、国や市の方針で不安を増長しないようにしていただきたいというご意見でございます。介護予防・日常生活支援総合事業への移行につきましては、経過措置が平成29年4月まであります。十分に準備するために平成29年4月までにこれを構築してまいりたいと考えております。移行に向けた準備としましては、今回計画において生活支援コーディネーターの配置を行い、その者中心にして生活支援サービスの充実、地域包括ケアの体制作りなどを行うと共に、様々な業種の営利事業や非営利活動等を含め、地域住民やNPOなど多様な主体による新たなサービスの提供について検討を行い、必要なサービス及び提供体制の整備を図ることにより、要支援の方とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、取り組んでまいります。続きまして、4ページをお開き願います。意見番号12、地域ケア会議に関するご意見でございます。これにつきましては、高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活をおくれるように支えるためには地域での課題解決を担う「地域ケア会議」を充実する必要があります。そのため、会議を個別レベル、各地区の状況を踏まえた日常生活圏域レベル、市町村レベルの3段階に位置づけ、「地域ケア会議」の全体像を明確にしてまいります。続きまして、意見番号13でございます。川西市内で重度の認知症の人を受け入れる専門の施設が必要というご意見でございます。これにつきましては、より認知症高齢者や家族にとって利用しやすいサービスの提供に努めてまいります。意見番号14です。これにつきましては、認知症で行方不明になった方に対する取り組みと認知症カフェ

審 議 経 過 (5)

に関するご意見でございます。川西市では「認知症地域資源ネットワーク構築事業推進会議」の事業報告会において、各地域ごとのその取り組みの報告を行っており、今後とも徘徊高齢者に対する早期発見活動の充実に努めてまいります。認知症カフェにつきましては、具体的な数値目標や助成方法については現時点では設定しておりませんが、本計画期間中において認知症カフェの設置に向けて取り組んでまいります。続きまして、5ページをお開き願います。意見番号15は、認知症における医療・介護・福祉の連携に関するご意見でございます。医師会主催の地域ケア協議会をはじめ、在宅医療にかかる会議や研修を充実させ、強化を図っていきたいと考えております。また、認知症の予防事業に取り組むとともに認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築に取り組んでまいります。意見番号16でございます。住宅改造に係る用語の説明に関するご意見でございます。これにつきましては、ご意見を受けまして説明を詳しくし、追加をさせていただきます。続きまして、意見番号17です。消費生活センターに関するご意見でございます。今後も消費者被害の防止のため、消費生活センターや警察等の関係機関と連携を図りながら、被害の防止に努めてまいります。続きまして、6ページをお開きください。意見番号18は、生活援助が縮小されないようにというご意見でございます。意見番号11における検討結果と同様、介護予防・日常生活支援総合事業への移行につきましては、十分に準備するために、平成29年4月までにこれを構築していきたいと考えており、必要なサービス及び提供体制の整備を図ることにより、要支援の方とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、取り組んでまいります。続きまして、意見番号19でございます。地域密着型サービスに関する文言の入れ替えに関するご意見でございます。文章を入れ替えますと、現状と課題及び施策の方向という内容と合致しなくなりますので、難しいと考えております。意見番号20、要介護、要支援認定者の推移のグラフに関するご意見でございます。これにつきましては、ご意見を受けまして、割合ではなく人数の推移を示させていただきます。続きまして資料2、市議会意見と市の検討結果でございます。これにつきましては、修正部分でございます。意見番号3でございます。介護保険制度改正において低所得者の軽減、2割負担の一定以上の所得、月額の上限額の変更に関するご意見でございます。ご意見を踏

審 議 経 過 (6)

まえまして、低所得者の保険料の軽減割合の拡大につきまして、「低所得者の高齢者の保険料の軽減を強化。」を「第1段階の方に対して保険料基準額に対する割合を現行の0.5から0.45にする予定です。」という形に変えてございますのと、一定以上の所得のある利用者の自己負担引き上げにつきまして、具体的な所得の内容、これにつきまして、書いておるといふ状況でございます。続きまして、修正箇所6ページをお開きください。意見番号17、第6期介護保険事業計画におきまして、特別養護老人ホームを整備するように、もう一度再考していただきたいというご意見でございました。これにつきましては、パブリックコメント時におきまして、待機者につきましては、平成27年度に開設予定の特別養護老人ホームが100床、あとの待機者につきましては、特定施設入居者生活介護の施設への入居によることや、在宅生活の充実のために定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を図ることで対応していきたいというふうに考えておりましたが、ご意見を踏まえまして再考いたしましたところ、低所得者への入所の配慮、待機者の一定の解消と小規模多機能型居宅介護との併設を視野に入れた施設整備などの要因から、第6期介護保険事業計画において地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護を1施設整備することにいたします。これにつきましては、いわゆる定員が29人以下の小規模の特養でございます。それに伴いまして修正箇所がございます。これにつきましては、後程修正対比表のほうで説明させていただきます。続きまして、資料の3をご覧ください。修正対比表でございます。これは市民の方、住民のみなさまからですね、賜りましたご意見に対しまして計画案を修正した内容について、対比で示しております。まず1ページをお開き願います。3ページの第1章、計画の基本的な考え方において、低所得者の保険料の軽減割合の文章をですね、第1段階の方に対して保険料基準額に対する割合を現行の0.5から0.45にする予定です、という形に変更しております。変更した部分について、追加した部分、これについては、真ん中の修正案のところの、アンダーラインのかかったところが修正箇所になります。それと一定以上の所得のある利用者の自己負担引き上げ、これにつきましても具体的な所得、収入その数字を入れた形で修正させていただいております。2ページをお開きください。計画素案の15ページで、第2章、高齢者を取り巻く状況において、その中の運動機能の文章についてですね、リスク該当者とは、

審議経過(7)

生活機能の低下がみられる方のことです。という形で注釈を追加しております。その下21ページ同じく第2章の分でございますけど、介護保険料のサービスのあり方についての考えの文章中で介護保険料の段階については112ページに記載しておりますという形の注釈を追加してございます。続きまして、3ページをお開き願います。62ページ、第4章、高齢者施策の展開につきまして、学習機会の充実、ここにですね、レフネックの実績、一覧表を追加することにしております。続きまして、4ページをお開き願います。81ページ、第4章、高齢者施策の展開におきまして、介護老人福祉施設、特養ですね、なお、第6期介護保険計画期間中に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を1か所整備します。平成30年度以降については、施設所在地の地域間の均衡や待機者の状況を踏まえて施設整備を検討していきますという形で修正しております。続きまして、その下、83ページ、住宅改造費助成事業でございます。ここにつきましては、住宅改造の詳しい表現、中身ですね、それと増改築型の中身を追加で入れさせていただいております。続きまして、5ページをお開き願います。計画素案で言いますと100ページの第5章の介護保険事業費等の見込み及び介護保険料の段階の要介護認定者数の推計でございます。これにつきましては、要支援・要介護者のグラフを人数で示すという事で修正させていただきまします。続きまして、その下、108、109ページの小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護これらの施策の方向性でございます。これにつきましては、小規模特養のほうと併設ということで、28年開設が29年開設にずれるということで、28年度のサービス見込み量を減らしているという状況でございます。続きまして、6ページをお開きください。109ページの第5章、介護保険事業費等の見込み及び介護保険料の段階におきまして、地域密着型サービスこの中にですね、として地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の項目を追加してございます。それに伴いまして施策の方向もまた追加しているという状況でございます。以上が説明でございます。これにつきまして検討結果にですね、ご質疑をお願いしたいと思っております。また今後本日の結果を踏まえまして最終的な結果を作成してまいりますわけでございます。よろしく願いいたします。

只今、今日の議題2のほうにつきまして、ご説明をいただき

審議経過(8)

会長	<p>ましたが、既に資料のほうは前もって差し上げておりました、今日変更分ございましたけども、何かご質問とか、あるいはご異議とかこのようにとか新しいご意見がございましたら、承りますので、いかがでしょうか。また説明でも少しわかりにくい点がありましたら、再度ご説明いただこうと思っております。それを含みましていかがでしょうか。</p> <p>ちょっと気が付きましたんですが、例えば、資料1のことですけど、私も土地のことはよくわかりませんが、項目の意見番号7ということで、大和は東谷地域の中に入っているが、地域性が違うとおっしゃってます。この意味が私には理解できませんけども、他にもそのような地域性が違うということはあるんでしょうかね。地域性が違うと何をおっしゃってるんでしょうか。</p>
事務局	<p>これにつきましては、いわゆる東谷地区というのは中学校地区でございますけども、その中で大和地域ですとか、いわゆる北陵地域でございますとか、いろいろ小学校地域がございます。その中でいわゆる高齢化率が違ったりするところがございます。大和のほうはかなり高齢化率が高くて40%超えてる状況でございますけども、他の地域ではまだそこまでいっていないという形で、いわゆるそうやってきますと高齢者施策に対してですね、施策の方向性、まあいわゆるちょっとばらばらになるんじゃないかと、そういうことをそれぞれ考えていかななくてはならないのではないかと、ということが出ている状況でございます。</p>
会長	<p>市の検討結果の文章を読んでよくわかりましたんですがね、おっしゃってる意見が私呑み込めなかったということで、同時にそういう地域の地域性の違いがあるでしょうね。あることはあるでしょうね。</p>
事務局	<p>そうですね。ただそれにつきましては、各小学校単位で福祉委員会がございまして、そういった会の中でご意見いただきまして、またそういったものを私共のほうで吸い上げて方向性というものを考えていくという形でやってございます。</p>
会長	<p>わかりました。この文章は公の文章に残るんですか。資料1につきましても、結果につきましても。</p>

審 議 経 過 (9)

事務局	<p>これ今後ですね、ホームページのほうで公開していくというふうにはなってます。</p>
会長	<p>3ページなんですけど、意見番号10のほうで、市の検討結果というところで、些末なことですけども、文章の中で、4行目に本事業は平成26年9月に初めてスタートとありますが、初めてスタートという日本語は、少し重複ですので、初めてかスタートかどっちか消すという、些末なことです。</p>
事務局	<p>わかりました、ありがとうございます。</p>
会長	<p>いかがでしょうか。</p>
委員	<p>77ページの、本体の。意見の12ですかね。地域ケア会議の下のほうに書いてある、真ん中あたりですかね。3段階というのはもっと突っ込んでいくと、どういうふうな3段階ですか。これからですか。</p>
事務局	<p>まず個別のケースというのが第1段階でございます。それが一応生活圏域レベルで、これが第2段階。最終的に日常生活圏域レベルで吸い上げてきたものを地域レベルで、こういうふうになっております。</p>
事務局	<p>補足で少し言いますと、まず地域ケア会議は必ず地域包括支援センターが入っていただく会議でございます。個人の方に問題があればその個人の方を対象にいろんな関係者を集めていく。日常生活圏域、これは地域包括支援センターが管轄している一つの区域でございます。この中で個別のケース、どんな個別のケースの問題が多いのか、そういったものをまとめていただく。そうしますとその圏域のいわゆる特徴が出てくるわけでございます。その後ですね、各地域包括支援センターから出されました圏域の問題、この問題を集めますと市全体の中です、ね、どんな問題が多いのか、傾向が出てまいります。これが市町村レベルの会議という形になってくるのでございます。以上でございます。</p> <p>事業計画の、この分厚いほうの2ページをお開け願ったら、</p>

審議経過 (10)

会長	<p>今回の改正の内容が書いてあります。この中でも地域ケア会議の推進、非常に大きなポイントだと思いますので、今回の改正の重要な位置付けだということについても、ご理解いただきたいと思うますけど。2ページに書いてございますんで。</p>
委員	<p>資料1の4ページの認知症カフェというのは、これはイメージ的には、事業者というのは、デイサービスとかをしているような事業者がするのか、そんなんとは全然別の事業者というのか...</p>
事務局	<p>認知症カフェの実態でございます。私共としては市内で認知症カフェとういものを今市内で、小規模多機能で今1か所、それも月1回、去年から試していますが、事業所でないといけないとそういう形でございませぬ。まだこれから今後検討してまいりたいと思っております。</p>
会長	<p>ということでお分かりいただけますでしょうか。</p>
委員	<p>まあ現実的には、ある程度はそういう知識のある方しかできないでしょうし...。簡単なね、例えばボランティアの方がするとか、そういうことも...</p>
事務局	<p>認知症カフェの自主体制というのは、定義がありまして、まず、認知症地域支援推進員または自治体がそれと同等の機能を有する、認められるものを必ず配置するということになっております。</p>
会長	<p>お分かりいただきましたでしょうか。</p>
阪神北県民局 課長	<p>一つ質問と、一つお願い、依頼したいことがあるんですけども、一点目は、資料1のパブリックコメントのところなんですけども、意見の提出人数が3人で、意見提出件数が20件ということで、あまりたくさんの方が意見を出されているわけではないというふうに思うんですけども、もしも前回の時も同じようなことをされていたのであれば、前回はどうだったかというのを教えてほしいと思います。それともう一点は資料2の中の議会との意見交換の中で2ページの5番に、改正の中身は丁寧に市民に早めに知らせてほしいとあるんですけども、介</p>

審議経過 (11)

事務局	<p>護保険の事業計画とか、内容を私たちが読んでも毎年毎年複雑になっていくなという感じがしますので、是非丁寧に早めに出していただきたいと私も思います。よろしく願いいたします。</p> <p>前回もですね、意見のほうがとても少なくてですね、出された方もわずかでした。今回はですね、そういった反省も踏まえまして説明会を2回させていただきました。12月に2回、川西市役所2階会議室でやりました。その時には5名の方が来ていただきました。それと東谷公民館のほうでもさせていただきました。その時は6名でした。そういった形で、どうしてもコメントが少ないということで、まあ努力はさせていただいておるんですけども、まあもう少しなんとかしていきたいなあと思っておる状況でございます。ただお一人はこの説明会に来ていただいた方がコメントを出していただいておりますので、その効果はあったのかなというふうには考えてございます。それともう一つ説明なんですけど、市民の立場に立った形で分かりやすい形で、説明なりしていきたいと考えております。</p>
会長	<p>委員さんのご指摘、誠にごもっともだと思いますけれど、私も何回も言ってますように、何力所かですね、こういう係を持っています。他の市町村も。はっきり申し上げて市民の方の関心が薄くって、なかなかそういう人が集まりませんで、まあ3名もよくいらしゃったなあ、本当にいけないんですけどね、という感じがございました。市民の方々の関心事は、こんなに熱心に8回も議論なさって、非常に難しい議論をなさってるんですが、多くの方は結局保険料なんぼやねんとそこにしか関心を集めませんもんで、途中の議論の過程とかね、内容につきましても関心が無い中で、まあ3名、もっと多いほうがありがたいんですけど、まあその中で3名いらしゃったことのご報告がございましたんで、今後ともこのような機会がございましたら、また第6期は終わり、第7期につきましても、市民の方々の関心を寄せてほしいなあ個人での希望もでございます。委員さんと同じ感想を持っています。ありがとうございました。</p>
委員	<p>素案のほうの99ページと100ページのところなんですけども、前も検討になってその時に言わなくて、あれなんですけども、第1号被保険者の数が推移してるこの表のところ、</p>

審議経過 (12)

例えば、徐々に増えて平成32年度が一番人数的にはピークって数字が挙げられているんですけども、それを100ページのほうに、この表にもってきまして、例えば要介護認定者数の推移という表ですけども、この真ん中あたりに1号被保険者の年度ごとに人数が書かれているんですけども、ちょっとどういうふうが増えていくのかなとちょっと計算しましたら、例えば平成27年度はその1号被保険者の人数の内、17.5%の方が要介護認定者数の予測という数字が出ています。で、それを右のほうにいったいきましたら、例えば平成37年度、10年後なんですけども、ここでしたら26.1%の要介護者認定割合になってるんですけども、ちょっと今年度、27年度が17.5%と見込まれているのに、平成37年度は26.1%というのは、増えるような根拠があったのかなと、ちょっとそこを聞かせていただければなと思っております。99ページと100ページにまたがるところのことなんですけど、要介護認定者数の推移が平成37年度は川西市においては、26.1%の見込み者数というふうにあげられてるんですけども、もちろん数字は12,298名としてあがっております。人数は徐々に増えてるということでわかるんですけど、割合がいきなりこんなに上がるのかなあというところをちょっと。

ご意見の趣旨はおわかりですね。

介護保険の認定率が平成37年度には26.1%。この計算方法でございますけども、99ページの第1号被保険者46,979、それと介護認定者12,298。これの割合で計算しようという形でございますね。12,298 ÷ 46,979でパーセント。これにつきましては、今からだいたい10年後くらいになってまいります。まず川西市、今の段階では前期高齢者の方が多い比率でございます。で、要介護認定者がますます多くなっていく後期高齢者、いわゆる75歳以上の方になればなるほど要介護認定者が増えていくという状況です。今後川西市も前期高齢者、後期高齢者の比率がですね、逆転してまいります。平成29年あたりからですね、後期高齢者の人が増えてまいります。そうなりますと平成37年は、後期高齢者のほうがかなりの割合で増えてまいります。そうなりますと、介護認定率が上がってくるということで、見込んでいるという状況でございます。

会長

事務局

審議経過 (13)

会長 委員	<p>今の説明でお分かりでしょうか。</p> <p>はい、一応。どうなるかわかりませんので、はい、説明でよくわかりました。</p>
会長 委員	<p>今仰ってます、将来不足がほぼ確実にそういうふうになっていく傾向であるというのは間違いないですね。多少の微調整・数値の調整はなさるでしょうけどね。傾向としてそうなるというのは全国的な流れです。</p> <p>はい、わかりました。</p>
会長 委員	<p>まただんだん厳しくなってきた、ということですが。ま、全体的にいつも申しますが、保険というものはあらゆる保険の利用者は全体の20%なんですね。20%超えるとかなり財政的に苦しいんですが、全体としては20%位ですけど、後期高齢者がどんどん増えますと使う量も資金額が将来もっともって心配ですね。</p> <p>何かご意見・ご質問ございますか。いかがですか。では議事を進行させてもらってもよろしいでしょうか。今日の議題3番目の「川西市指定介護予防支援事業所・地域包括支援センターに関する条例(案)要綱」につきまして、事務局よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは「川西市指定介護予防支援事業所・地域包括支援センターに関する条例(案)要綱」に係ります市民意見及び市議会意見に対する市の検討結果についてご説明いたします。まずお手元にごございます資料からでございますが、この平成26年12月12日から平成27年1月14日までの間に設置いたしました意見提出手続でございますが、これにおきましては市民のみなさまからのご意見はございませんでした。議員のみなさまから承りましたご意見と市の検討結果につきまして、資料5としております。まずこれらによります当該条例(案)要綱の修正対比表を資料6として整理しております。それでは資料5のほうをご覧ください。議員のみなさまから賜りましたご意見に対する市の検討結果でございます。まず1ページをお開きください。意見番号1番、条例化に対する市の考え方について</p>

審議経過 (14)

でございます。相談業務や介護予防教室などの事業がより充実していくものと考えております。意見番号2、こちらにつきましては、従うべき基準の「提供拒否の禁止」と参酌すべき基準の「サービス提供困難時の対応」についてでございますが、市としてどのように整理されていくかということでございます。こちらにつきましては、指定介護予防支援事業者が利用申込者に対して正当な理由なく支援の提供を拒むことを禁止するとともに、事業者が利用申込者に対して、適切な支援の提供困難な場合においても他の事業者の紹介その他必要な措置を講じることとしております。意見番号3及び4でございますが、こちらについては指定介護予防支援事業所及び地域包括支援センターの必要な広さ、備品に関する意見でございます。こちらにつきましては、業務を行うために必要な広さと規定されており、特別な基準はございません。2ページをお開きください。意見番号5、地域包括支援センターは処遇困難事例に対して地域で解決するために拠点になってほしいとのご意見でございます。困難事例につきましては中央地域包括支援センターと地域包括支援センターが連携して対応してまいります。続いて意見番号6でございます。住民がサービス利用をした際、苦情についてのご意見でございます。こちらは、利用者からの苦情等につきましては、市としては施設長会議等を通じて照会・調査・指導等を行ってまいります。続きまして、意見番号7でございます。条例制定後の地域包括支援センターとの関わりや変化、経過についてのご意見でございます。地域包括支援センターの人員基準でございますが、国の基準では第1号被保険者の数が概ね3,000人から6,000人未満で3職種を配置することとなっております。また県の基本方針として高齢者人口1,000人当たり0.5人、つまり2,000人に一人の加配となっております。ご意見を踏まえまして、川西市指定介護予防支援事業所・地域包括支援センターに関する条例(案)要綱の6ページ別表2、項目「職員に係る基準及び当該職員の員数」ということで、2行目「6,000人未満ごとに」を、「6,000人未満の場合、」に改め、最後の4行目に「第1号被保険者の数が6,000人以上の場合、第1号被保険者の数がおおむね2,000人ごとに保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員のうち、1名を新たに配置しなければならない。」を追加します。3ページをお開きください。意見番号8でございます。こちらに加配する地域包括支援センターの運営、経営等に関する

審議経過 (15)

るご意見でございます。経営的には委託料で市のほうから出資されるので負担が軽減されると考えています。意見番号9でございます。加配する地域包括支援センターへの指導についてのご意見でございますが、こちらにつきましては、速やかに加配できるよう指導してまいります。続いて意見番号10でございますが、加配が速やかにできなかった地域包括支援センターに対する方策についてのご意見でございます。こちらは、加配ができない場合の罰則等は規定しておりませんが、速やかに加配できるよう指導してまいります。4ページをお開きください。意見番号11は、地域包括支援センターの加配はどの程度なのかというご意見でございます。こちらにつきましては川西南、川西、東谷地域包括支援センターに合計4名の新たな加配となります。意見番号12でございますが、センターの運営についてどう変わるのかというご意見でございますが、こちらにつきましては、相談業務や介護予防教室がより充実してまいりますものと考えております。意見番号13でございます。人員増や基準の変更等、地域包括支援センターの進め方に関するご意見でございます。今後、施設長会議を通じまして、人員の加配等の実施に向けて協議を行ってまいります。5ページをお開きください。意見番号14及び15でございます。地域包括支援センターの人員を増やす際の基準の定め方に関するご意見でございます。これは先程意見番号7で申し上げました内容と同じ検討結果となっております。以上が議員のみなさまから賜りましたご意見に対する市の検討結果でございます。

続きまして、資料6をご覧ください。今回の当該条例(案)要綱の修正対比表でございます。まずは1ページをお開きください。当該条例(案)要綱6ページ第2章、職員に係る基準及び当該職員の員数につきまして、6,000人未満ごとを、6,000人未満の場合と修正し、第1号被保険者の数が6,000人以上の場合、第1号被保険者の数がおおむね2,000人ごとに保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員のうち、1名を新たに配置しなければならない、を追記します。以上が議員のみなさまからのご意見に対する意見、検討結果に基づき当該条例(案)要綱を修正するものでございます。市民および議員のみなさまからのご意見に対する市の検討結果を報告させていただきました。委員のみなさまから市の検討結果に対するご意見を賜りたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。尚、本日の結果を踏まえまして条例の内容を全般にわたって再度精査

審議経過 (16)

会長	<p>し、今後最終的な条例として策定してまいりたいと考えておりますので合わせてよろしく申し上げます。説明は以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございます。何かお気づきの点とかございませうか。私から質問なんですが、3職種の資格なんですが、今現状はほとんど有資格者、全員有資格者なんでしょうか。保健師さんと社会福祉士さんは経験のあるものというか資格がなくてもできますよね。採用できますが、今現状は。必須条件でしょうか。</p>
事務局	<p>現在、今私共7つの地域包括支援センターがございます。そちらの職種のほうにつきましては、全員有資格者でございます。</p>
会長	<p>経験があるものでいいということになってますので、保健師さんと社会福祉士さんですね。主任ケアマネジャーは話が変わったってなってますけど。今後もできたら有資格者であること、私は優秀な方であれば経験がある方でいいと思いますけども、今は全員が有資格者であるということでしたんで、ありがとうございました。それでもう一つですが、4ページの13のほうにですが、施設長会議とありますが、これは定例でやってはるんでしょうか。あるいは時々何か問題があればということでしょうか。、定例でやってはるんでしょうか。施設長会議といいましょうか。4ページの13にありますけどもね。</p>
事務局	<p>施設長会議につきましては、年度初めと今のこの時期でございますね、2回は行うことになっております。ただそれ以外には必要に応じて開催しております。先程のすいません、私間違えたことをお伝えしましたが、保健師に関する分でございますが、一部看護師も入られてるということです。申し訳ございません。</p>
会長 委員	<p>いいえ、それは有資格者の許容範囲に入ってますからね。</p> <p>資料5の6番なんですが、住民が施設に何かサービスを受けに行ったときの具体的な苦情云々なんですけども、これは施設を通じて市にそれが耳に入ったときのことなのか。直接市のほうにどこの施設、どうこうで苦情があったときの対処か、それ</p>

審議経過 (17)

事務局	<p>をちょっと。もしそれであれば、施設長会議が開催されるまで、その事案は放っておいて、やるのか。そのへんがちょっとよくわからないですね。</p> <p>苦情に対する対応でございます。こちらの市の検討結果のほうで施設長会議等ということでこの等の中に、苦情は当然その日その場ですぐに解決していくということでございますので、その場合でしたら、私共から直接そちらのほうと話しするという形でございます。臨機応変に対応していきたいと思っております。</p>
委員 会長	<p>急ぎのやつはすぐ、善処するってことですね。</p> <p>他委員さんのほうから何かありますでしょうか。では4番目の議題ですけれど、「第6期介護保険事業計画期間中の3年間の介護保険料」、これにつきましてまずご説明いただきます。よろしくお願い申します。</p>
事務局	<p>それでは、お手元の資料4、本日お配りしております変更分に基づきましてご説明させていただきます。まず1ページをご覧ください。過去の実績や傾向を踏まえまして、第6期介護保険期間中の初年度であります平成27年度 一番上の行になります。介護予防を含みます居宅介護サービス費は59億3,980万7,323円と見込んでおり、平成26年度決算見込み額と比較しますと8.4%の増加となります。その主な要因としましては利用者の自然増に加え、平成27年度に整備いたします「特定施設入居者生活介護」が影響しております。その下の27年度 介護予防を含みます地域密着型サービス費は8億2,684万3,975円と見込んでおり、平成26年度決算見込み額と比較しますと16.1%の増加となります。その主な要因としましては利用者の自然増に加え、平成27年度に開設いたします小規模多機能型居宅介護の整備が影響しております。その下の行、平成27年度 施設サービス費は36億9,282万2,919円と見込んでおり、平成26年度決算見込み額と比較しますと4%の増加となります。その主な要因としましては利用者の自然増に加え、平成27年度に開設いたします介護老人福祉施設の整備が影響しております。その下の行、平成27年度 総給付費は104億5,947万4,217円となり、平成26</p>

審議経過 (18)

年度決算見込み額と比較しますと7.3%の増加となります。その右になります。平成28年度 介護予防を含みます居宅介護サービス費は57億1,153万1,586円と見込んでおり、平成27年度計画額と比較しますと3.8%の減少となります。その主な要因としましては平成28年4月1日から地域密着型通所介護が創設されることに伴い、従来の通所介護の一部が地域密着型サービスに移行するためです。その下の行、平成28年度 介護予防を含みます地域密着型サービス費は15億6,668万477円と見込んでおり、平成27年度計画額と比較しますと89.5%の増加となります。その主な要因としましては、先程、説明いたしました地域密着型通所介護が創設されることに加え、平成28年度に開設いたします定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備、小規模多機能型居宅介護の整備の影響によるものです。その下の行、平成28年度 施設サービス費は38億776万1,269円と見込んでおり、平成27年度計画額と比較しますと3.1%の自然増加となります。その下の行、平成28年度 総給付費は110億8,597万3,332円となり、平成27年度計画額と比較しますと6%の増加となります。次の右の列にいきまして、平成29年度 介護予防を含みます居宅介護サービス費は60億4,499万562円と見込んでおり、平成28年度計画額と比較しますと5.8%の自然増加となります。その下の行、平成29年度 介護予防を含みます地域密着型サービス費は16億7,985万8,182円と見込んでおり、平成28年度計画額と比較しますと7.2%の増加となります。その主な要因としましては、平成29年度に開設いたします地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の整備、小規模多機能型居宅介護の整備の影響によるものです。その下、平成29年度 施設サービス費は39億3,485万6,780円と見込んでおり、平成28年度計画額と比較しますと3.3%の自然増加となります。その下、平成29年度 総給付費は116億5,970万5,524円となり、平成28年度計画額と比較しますと5.2%の増加となります。一番右の列です。平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画期間中の 介護予防を含みます居宅介護サービス費は176億9,632万9,471円、その下 介護予防を含みます地域密着型サービス費は40億7,338万2,634円、その下、施設サービス費114億3,544万968円、その下、総給付費332億515万3,073円となります。続きましてそ

審議経過 (19)

の下の行、 特定入所者介護等サービス費は介護保険施設へ入所、若しくは短期入所系サービスを利用する場合、食費・居住費の負担額が高額にならないように、低所得者に対して負担限度額を設定し、利用者負担の軽減を行う制度で、平成27年度から29年度の合計は11億302万7,918円と見込んでおります。平成26年度から平成27年度のサービス費が対前年度より下回っている要因は、補足給付の見直しに伴うものであります。その下、 高額介護サービス費はひと月あたりの利用者負担額が高額になった場合、利用者負担上限額を設定し、利用者負担額との差額を支給する制度で、平成27年度から29年度までの合計は8億6,237万5,681円と見込んでおります。平成26年度決算見込み額と平成27年度計画額を比較しますと28%の増加となっており、その要因は、平成27年8月から実施されます「一定以上所得者の利用者負担の見直し」に伴うものであります。その下、 高額医療合算介護サービス費は年間の介護保険と医療保険の両方の自己負担額を合算し、年間の負担限度額を超えた場合は、申請により超えた部分を按分し、介護保険からは高額医療合算介護サービス費として後から支給される制度で、平成27年度から29年度までの合計を2億1,948万2,979円と見込んでおります。その下、 審査支払手数料は介護給付費請求書の審査支払い業務を国民健康保険団体連合会に委託している手数料で、平成27年度から29年度までの合計は2,894万4,450円を見込んでおります。その下、 地域支援事業費は 標準給付費から 審査支払手数料を除いた金額の約3%程度とされており、平成27年度から29年度までの合計を12億6,170万1,188円と見込んでおります。平成29年度地域支援事業費におきまして、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴いその費用分を見込んでおりますので、3%を超えております。以上の各サービス種別等の平成27年度から29年度までの合計のAの小計366億8,068万5,289円を算出したしまして、その見込み額に 第1号被保険者分相当額22%を乗じた80億6,975万764円に 調整交付金相当額17億8,716万7,188円を加え、 調整交付金見込み額14億2,078万5,000円を差引きましたのが 84億3,613万2,952円となります。その見込み額にB準備基金取崩額4億3000万円を差引まして、 予定保険料収納率99.05%で除した見込み額を 補正後第1号被保険者数14万8,039人で

審議経過 (20)

除したのが、D年額保険料額5万4,600円となりまして、月額基準額が一番最後の行の4,550円となります。第5期介護保険料月額基準額4,210円と比較しますと月額340円、8.1%の増加となります。なお、参考としまして右の列になりますが、第7期介護保険事業計画の最終年度の平成32年度の計画見込み額を記載しております。続きまして2ページをご覧ください。こちらの資料のほうは、第5期と第6期の介護保険料段階比較表となっております。第5期の保険料段階の第1段階と第2段階が第6期では第1段階となりまして、負担割合は「国における第1号保険料(65歳以上)の低所得者軽減強化」において現行の0.5%から0.45%に引き下げられます。このことによりまして、第6期の第1段階は第5期の保険料月額2,105円より57円低い2,048円となる見込みです。また、国の標準段階で合計所得金額が290万円以上の段階です、第8段階になりますが、ことにより、第5期の第9段階を第6期では第8段階、第9段階の2段階に区分けしております。さらに、第5期の10段階以降の段階を「よりきめ細やかに所得に応じた負担とするため」第6期では第10段階から第13段階の4段階に区分けしております。なお、第6期介護保険事業計画から介護保険サービス自己負担が1割から2割に変更されるのは、第7段階の合計所得金額160万円以上の方となります。続きまして3ページをご覧ください。第6期介護保険事業計画期間中の基盤整備における概算影響額を一覧にしております。計算方法につきましては、過去の平均等から算出しました単価に利用人数と月数をかけて概算影響額を出しております。また、月数につきましては、給付費が3月実績始まりの翌年2月実績終わりのため、この期間を1年間として計算しております。平成27年度におきましては、特定施設入居者生活介護を100床、小規模多機能型居宅介護を1施設、介護老人福祉施設を1施設整備予定です。うち、小規模多機能型居宅介護と介護老人福祉施設は、第5期中の基盤整備のもので、平成27年7月に開設予定で、特定施設入居者生活介護につきましては、平成27年10月に開設予定です。また、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設のそれぞれ100床につきましては、そのうち市民が入居しますのが、過去の実績より70人と考えて計算しております。概算影響額としましては、特定施設入居者生活介護が6,763万6,100円、小規模多機能型居宅介護が3,007万4,872円、介護老人福祉施設が1億4,217万1,

審議経過 (21)

680円で、合計2億3,988万2,652円の増加が見込まれます。平成28年度におきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を1カ所、小規模多機能型居宅介護を1施設、整備予定で、ともに、平成28年4月に開設予定です。概算影響額としましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が4,740万2,575円、小規模多機能型居宅介護が4,135万2,949円、合計8,875万5,524円の増加が見込まれます。平成29年度におきましては、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を1施設、小規模多機能型居宅介護を1施設整備予定で、ともに平成29年4月に開設予定をしております。概算影響額としましては、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が8,098万7,082円、小規模多機能型居宅介護が4,135万2,949円、合計1億2,234万31円の増加が見込まれます。以上のことから、第6期中の整備による概算影響額は、4億5,097万8,207円となる見込みでございます。続きまして4ページをご覧ください。介護給付費準備基金の推移であります。上段の表は、介護保険制度がスタートした平成12年度から平成26年度までの基金の積立額及び介護保険事業特別会計への繰入金を示してありまして、これをご覧いただきますと、平成14年度以外の平成21年度までは黒字決算により、基金への積立を行っていましたが、平成22年度及び平成23年度は、年度末の決算見込額並びに翌年度の精算額を繰越することを勘案して基金への積立を行っておりません。平成24年度では、収支不足分として、介護給付費準備基金から2,153万6,000円を繰り入れる一方で、第5期介護保険料軽減事業補助金及び平成23年度清算後の剰余金、預金利子を合わせた1億7,007万4,000円を積み立ております。平成25年度では、預金利子16万4,799円を積み立て、収支不足分として、1億9,610万4,000円を基金から繰り入れました。平成25年度末で8億6,774万4,852円の積立額となっております。平成26年度におきましては、平成25年度分の精算後の剰余金と預金利子で積み立ては、1億3,251万8,218円になる見通しで、また、収支不足による介護給付費準備基金からの取り崩しは、1億5,764万2,245円となる見通し。平成26年度末の基金残額見込は8億4,262万825円となる見込みです。次に、中段の表の各期保険料基準額と保険料段階では、第1期から第5期までの保険料月額基準額と12か月分の年額基準額、保険料段階を示

審議経過 (22)

会長	<p>してありまして、月額基準額が3,000円でスタートしました川西市の保険料は、現在4,210円となっております。また、第3期と第4期は同額となっております。また、所得に応じた保険料段階として、当初5段階であったものを、第5期では、10段階の段階数となっております。以上、説明のほうは終わらせていただきます。よろしくお願いたします。</p> <p>ありがとうございました。今の一番関心ありますところの介護保険料についてのご説明でございましたが、委員さんのほうからご質問とかご意見があればと思ひまして、ございましたらいかがでしょうか。第5期よりは340円アップということですがということですね。いかがでしょう。</p>
委員	<p>質問じゃなしに意見なんですけども、ご試算大変なことやと思うんですけども、法改正のこともしないかんし、サービス給付費も入れなあかんし、高齢者の推移も入れないかんしということなんですけども、結果的に前期と同じ、8%アップ位ということで、ま、一つは340円アップで終わったということは、ま、これ大分悪いかわかりませんが、非常によかったんじゃないかなと。それがやっぱり5,000円を切ってる、基準段階で5,000円を切ってるということ。ま、おそらく他市も上げてくると思ひますので、やはり一番低いか、ということに結果的にはなると思ひますけども。保険料、1号の保険料だけやなしに、その地域ケアについても、内容についても、モデル都市ということで高々に宣言できる位の事にしていただきたいと。以上でございます。</p>
会長	<p>いいご指摘、ご助言ありがとうございました。まだ県下はほぼ出揃ってるんでしょうか。県下の介護保険料といひますか。</p>
事務局	<p>今の時点ではですね、まだ各市ともこれから条例にかけるといふことで、まだはっきりとは決まってない状況でございます。第5期、今の状況ですと、今、坂井委員からおっしゃいました県内では川西市が一番低い、ということでございます。県の平均が、第5期では4,982円、全国平均で4,972円でございます。全国平均で、いわゆる平成24年3月社会保障に係る費用の将来推計、これが第6期ではですね、5,700円程度になると国のほうは、というふうに試算している状況でございます。</p>

審議経過 (23)

会長	<p>す。ですので阪神間のほうですね、いろいろ情報は得るんですけども、まだちょっとはっきりしておりませんので、なかなかそのへんが今少なくとも公表できないという状況でございます。以上でございます。</p> <p>という報告でございましたので、ご認識おき願います。ありがとうございます。</p>
委員	<p>前も提示されたかわかりませんが、ま、11段階から13段階まで上がって、1段階の低所得者の方には0.5から0.45に軽減措置が出るということなんですけど、第1段階から13段階までの人口というか何人位おられるか、わかるんでしょうか。例えば、何人位の方が減額されて、何人位の方が上がるかと、ざっとですね、これでいくと、絶対上がるんですけどね。そういう人数が把握されてますでしょうか。</p>
事務局	<p>平成27、28、29でちょっと人数違いますけど、27年度で言わせていただきます。まず第1段階、27年度は、8,131人。第2段階、2,632人。第3段階、2,585人。第4段階、8,508人。第5段階、5,170人。第6段階、4,042人。第7段階、6,865人。第8段階、4,415人。第9段階、2,306人。第10段階、799人。第11段階、376人。第12段階、611人。第13段階、564人でございます。</p>
委員	<p>あの、先程会長がおっしゃったように保険というのは20%の人が利用して、残りの8割の人が使っていないということなんで、元気な高齢者の、言葉はあれですが、お金のある人をたくさん育てて保険料を賄ってもらおうと、いうことがある程度うまくいってるのかなというふうに思ったんですけども、そういったことで、これ余談ですけども、先程の人数でいくとやはり第1段階、低段階の人に人数が多いということなんで、やっぱりこれを今後も増やしていかないようなというか、が大事かなと思ったのと、それと、まあ、おそらく後期高齢者、制度利用が始まったらですね、当然ながらこんな知らなかったとか、負担が1割か2割なったということで、大混乱というか、おそらく長寿・介護保険課すごい人がいっぱい集まるんじゃないかと、危惧しております。当然のことながら。決まるのはこれで安く</p>

審議経過 (24)

事務局	<p>なつたと、その根拠もちゃんと、説明したあげる根拠を、他市よりも安いんやとか、簡単なパンフレットも用意しとかんと、おそらくほとんどの人が知らんかったっていうことは目に見えてますんで、その辺の対応、終わってからの後の対応のほうで利用者さんは大変やと思いますんで、そのへんをきっちり根拠というか、されといたほうがいいかなと思います。でまあ、もう一つ医師会のほうで毎年市民フォーラムでやってるんですけども、11月の9日にやるんですけども、今年13回目になるんですけども、第6期保険計画がほとんど知らんやろということで、もういっぺん、そういったフォーラムをしようと考えております。あとフォローしていかないと、こんな知らんかったという人がおそらく、まず、全国的に出てくる、川西だけじゃなくって。どこの自治体にも出てくると思うんですね。その対応をお願いしたいと思います。</p> <p>今、ご意見いただきました通りですね、まず、賦課、今度されるのが7月末にですね、納付書、発送するという形になります。その時に8月から賦課が始まるわけでございますけど、納付書届いて初めて2割になってるとか、そういうことになりますとかなり困難を来すということでですね、今ちょっと案で考えておりますのが、それまでにですね、広報誌にですね、私共独自でですね、いわゆる折り込みを作りましてですね、そこに制度改正の部分、その他いわゆる保険料の部分、そういったものを入れまして、事前にお知らせ、市民の方、全員にですね、お知らせしたいというふうには今考えてはございます。一応6月号の広報のほうに、入れたいなというふうには今の時点では考えてございます。それとまた介護保険のほうで、私共認定をですね、下りた方に対して、いわゆるガイドブックというものをお渡ししております。そのガイドブックに関しましてもですね、改訂をしていきたいというふうには考えておりますのと、あとまた簡易なパンフレット今作ってございますけど、そういったところにもですね、入れ込んで周知して、またケアマネジャーの方や他職種の方、そういった方々にもですね、いわゆる制度改正、これ以外にも制度改正でございますので、そういったものもですね、勉強会などを通じて、してまいりたいというふうには今現在考えてございます。以上でございます。</p> <p>すごく細かいお話になるんですが、介護保険料の2ページの</p>
-----	--

審議経過 (25)

委員	<p>比較表のですね、数字に関して1点ちょっと気になった点がございまして、実はその第9段階の方の5期から6期の増加金額が1,420円、一番右側の数字ですね。第10段階、第11段階の増減額を上回ってるのが少し、収入の低い方がより介護負担額が増えてると、これあの、実際これ公開されてしまうと苦情にならないかなという気が少しちょっと懸念として考えられるかなというふうにちょっと感じましたので、その限りなく290万に近い人が負担が増えて600万に近い人よりも増加してると、負担が。ちょっと逆ざやになってないかなと、いう気がしました。</p>
事務局	<p>今のご指摘の件なんですけれども、まずですね、この290万以上という段階を設けさせてもらった理由としましてですね、まず国のほうの標準段階が、今回6段階から変更になりました。新たに290万以上という段階が設けられました。この290万円というのは全国の所得の調査をして基づいた上での、290万以上段階という一つの、国全体でのですね、段階を設けさせてもらう一応根拠となっておりますので、この290万以上の方についての、この負担について大きくなっておるんですが、ここについては全国的な同じような傾向になっておるといことです。ちなみにですね、この290万円、所得なんですけど、この方収入、公的年金なんかを受け取っておられる方で収入金額で申しますと、年間で434万円程ということですので、月でだいたい362,000円程収入がある方と、いったようなところでして、その決して多くもらわれてるとは申しませんけれども、ある程度そのあたりのご負担をお願いできるのではないかなというように考えております。以上でございます。</p>
会長	<p>という説明でよろしいでしょうか。月額を見ればそんなにあれじゃないですけども、5期から6期についての増減かと、非常に大きい数字になってございますね。この資料は表に出ないと思いますけどね、この資料そのものは。そこまで市民の方がお気づきかどうか知りませんが、ご指摘ありがとうございました。今の説明でよろしいでしょうか。</p> <p>最後に思っていましたけど、ま、ちょっと申し上げたら私この介護保険が始まったのが2000年、ちょうど15年前ですね、その前3年間モデル事業があったんで実際18年間やっておる</p>

審議経過 (26)

んですが、ま、そういう中でこの第6期は大きな分岐点だと思いますね。はっきり申しまして一つの分岐点だと思います。そういう中で今回費用も上がりますし、いろんなことがありますんで、今ですね、藤末先生がおっしゃったように市民の方々にわかり易く、端的にわかり易い言葉でどうかご説明願いたいと思いますので、どうしても市民としましては、「へえ、こんなこと！」きっとおっしゃいます、混乱が起こって、だからわかり易くと言いましょか、短い文章でわかり易くは難しいと思うんですが、というようなPRをお願いしたいとよろしくお願い申します。他委員さんいかがでしょうか。ま、今ちょうど後1分で定刻でございますけども、今日第6期に向けての第5期の最後の時間とも聞いてますんで、もちろんもう一回位委員会を開くかもわかりませんが、一応今日が最後になるかと思ってますんで、できましたらちょっと10分程延長いたしまして委員さんのほうからご意見承ってと思いますが、今日の議題が大きくは3つございましたけども、全体を通しまして、あるいは今日以外のことでも結構でございます。今後行政当局に対するお願いごとも含めてで結構でございますが、そう長い時間取れませんが、一言ずつでもご意見いただこうと思います。入江委員さんのほうからマイクを回していきます。入江委員さん、何かお気づきの点、なんでも結構でございます。一応今日が最後となるかもわかりませんということですので、よろしくお願い申します。

委員

素案で、70ページのきんたくんの健幸体操とか川西市転倒予防体操とか、DVDがあるということなんですけれども、これは今どんな場所で活用されているのか、教えていただきたい。

事務局

まずは川西の転倒予防体操でございますけれども、これにつきましてはいわゆる介護予防事業の一次予防教室もしくは二次予防教室、こちらのほうでですね、活用していただきましてですね、高齢者の方に転倒を予防していただく体操をしていただいて、足腰等の筋肉を鍛えていただいて転倒予防していただいとそういう形で、活用させていただいてございます。それときんたくん健幸体操ですけども、今回提携している大学のほうと協力を得ましてですね、健幸体操DVDを作っております。その中にもですね、川西市転倒予防体操これもですね、バージョンアップして今編集して作らしていただいているという状況

審議経過 (27)

委員	<p>で、きんたくんの健幸体操につきましてはですね、今後保健センターのほうがですね、いろんな場所で広めていくと聞いてございます。</p> <p>ありがとうございました。あのやっぱり今騒動のさなかだと思うんですが、現実的な現場のほうの話としまして、やはりいろんな混乱がもうそろそろ出始めていまして、現実的にいつからどうなるんだという、具体的なこう、意見を求められることが、現場の職員かなり多いようで、そういったことが各市町村でスタートの段階が変わってくる、いろんなことが決まらない、なかなかそういった答えが出ないという形で返してはいるんですけども、そのあたり、いつ頃の時期でこういったことが、うち出せるのかっていうことをお聞かせいただくと、またインフォメーションされるのはいつ頃かっていうのは、もうお決まりでしょうか。</p>
事務局	<p>一応ですね、市のほうで独自で決めるといいますのは、いわゆる生活支援事業の移行、これについては経過措置がございまず平成29年4月から。これは、訪問介護・通所介護この部分を生活支援事業の方だけ移行していく。来年度からですね、それに向けてコーディネーター、生活支援コーディネーターを配置して制度を整えていくと、それ以外の例えば特養の入所、これが要介護度3以上になる。これについてはこの4月からですし、2割負担これについては、今年の8月から。それと入所している方の食事代、居住費に関して試算を緩和される、これを今年の8月から。それと小規模の通所介護これが地域密着のほうに移る、これが28年の4月から。そういう形で今現在は進めている状況でございます。これにつきまして、いわゆる公募ですね、先程申しましたように、市民に対してはですね、ホームページや先程の折り込みですね、そういったもので公募を計画していきたいというふうには考えてございます。以上でございます。</p>
委員	<p>ありがとうございます。じゃあもう春までに第一段階どっかで出ると考えていいですかね。春にスタートする事業もいろいろあると思うので…。</p> <p>そのへんまたちょっと検討させていただきまして、はい。国</p>

審議経過 (28)

事務局	<p>のほうで決まっているものにつきましてはですね、そのままだと思っております。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p>
委員	<p>あの、今おっしゃった2割負担とか、要介護3以上の特養とかいうことは、ま、すぐに始まるんですけども、一番、この要支援の移行ですね、29年の4月までということなんですけども、考えれば2年ちょいですので、出来るだけ早くに前倒して取り込んでいていただきたいとそれだけでございます。</p>
会長	<p>もうすぐですね。3年間と言っても。</p>
委員	<p>利用者の立場から、今介護保険の利用者が問題であって、新規の方は、まあ、こういう制度に変わったって受け入れられると思うんですけど。今サービスを受けてる方が3月まで受けるサービスが4月からどないなるんやというところが一番問題の多いところでそれを言ったら今仕事してるケアマネの皆さんが一番危惧してる場所やと思うんですけどね、今受けるサービスが4月から受けられなくなるとか、ケアプランを作ってる時に3月から4月になったらがらっと変えなあかんと、そこをどううまく乗り切れるかと、新規の人はそれなりに決まりましたよと言ったらいけるんですけど、今受けるサービスの人を3月から4月にどこまで変わるんやというところが一番懸念してはるところやと思いますので、そのへんを早く伝えてあげないと現場は混乱するんじゃないかなと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p>
委員	<p>こういう会議に出てまして介護保険でこういうことなんだなという形で実際的にはこうして勉強していくんですけども、実際市民の方というのはほとんどどういふことか、わかっておられないと思うんです。実際的に話を聞きますと介護認定を、サービスを受けたいと思って介護認定を受けられて、要支援2を頂いたんですけども、使ってるのかなと思ったら使っていない。なぜかという、やはり、介護、こういう要支援をしても他人がおうちに入ってこられるというのが、かなりやっぱりなんて言うか高いハードルを持っておられる方もかなりいらっしゃる</p>

審議経過 (29)

委員

れるみたいなので、そのあたりのハードルをどうやって下げてあげるのか、このせっかくいい制度を活用するためにはやっぱり行政として説明だとかあるいは大事ですよというようなお声掛けとかそういうのが大事なのかなと思っております。昨日もこういう会に出られて団塊の世代がこうやって今後400万人の方が認知症になってというような情報が出てたと思いますけども、いったい今後日本はどうなるのかとそういう、若い人もいなくて高齢者ばかりが増えてしまって、本当に支えきれなくなってしまうんじゃないかなということに本当に危惧しております。ありがとうございました。以上でございます。

先程南委員さんがおっしゃたのはすごく同感でして、現場でどう動いていいかわからないというのがすごく心配をしております。事業者も同じなんですけども、今回の改定ということがかなり大きく変わるということは、まあ報道等で既に出てるところなんですけども、報道で出てるところがマイナス2.27ですか、プラス処遇改善であるとか、まあ重度化における加算を充実するというところが出てくるかと思うんですけども、もう4月からその報酬単価というところがもう現実的に数か月先には変わってくるところの心配とですね、仕組みのところを質問された時に、事業者としてどれだけ答えていったらいいのか、その、地域支援事業、地域ケア会議等々ですね、末端のケアマネジャーさん、きっと質問攻めにあわれると思うんですね、ご利用者様から家族様から、その時になんかこうわかってない状況で伝えるよりも、ある程度やっぱり勉強した中でお答えいただくのが、本来の姿だと思いますんで、なんかこう4月になる前までに、とりあえず事業者ぐらいいは、なんだかのこう勉強というか知識というか、そういうものを習得すべきではないかなあというふうには感じております。それと介護保険サービス協会という協会がございますので、意見の中にもあったんですけど、例えば回答率、事業者の回答率が悪いとかですね、そういう意見もあったかと思えますんで、もし何かアンケート等ですね、事業者に向けて取られる場合は協会のほうでもバックアップさせていただきますので、遠慮なしにおっしゃっていただければ情報を流していきますので、また田中さんのほう、協会の役員にも入られてますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最近高齢者の方といろいろ話す機会が結構あるんですけど

審議経過 (31)

会長

し訳ございませんが、蒸し返すわけではございませんが、ちょっとだけ私のほうから意見ということですけども、素案のほうの67ページですが、健幸作りの推進とありますが、その「健幸」という言葉についてね、いきなり健幸という言葉についてね、この言葉がね、出ることについて目が向きませんかということで説明がということがあったかと思うんですが、川西市では健康で幸せということを、あえてこういう言葉を作りまして必要ないとかご指摘がございましたよね、これは組み込んでありませんが、何か、あえてこういう言葉を使ってというのを少し入れはったほうがいいのかと前ご指摘がありましたんでね、67ページの一番上のほうの「健幸」という、この言葉、私個人はいい言葉と思いますんでね、ただ市民としましては何か唐突だということがありました、何か工夫、もしできる余裕があれば、何かあえて当市では健やかで幸せな、そういうなのを「健幸」というんだと、何か一つお願いできないかということでございます。必ずしもですね、絶対条件ではございません。何か不向きがございましたら結構でございます。ご返答願えばということでございます。更に今時間ないことで失礼なんです、例えば今日の資料2のほうでございます。5ページの議員さんからの意見ということで、いい意見が結構ありましたが、一方これもですね、14、一番上ですね、徘徊老人についての取り組みが、他市では24時間体制でやってますよということで、そういうことを取り組まないかん、その通りですけども、一方これはですね、個人情報保護法との関係がありますんで、この個人情報、例えば釧路市なんかは個人情報保護法を市のほうで上手に語彙消化して行って、生命に危険がある場合については解除しますよと、正確には言いませんけど、そういうな条例を作ってますんでね。条例を作るには市議会の役割でございますんでね、同時に私共に対しての意見がございましたら、同時に反対、国のほうでも条例をくぐりえませんかって個人的に思うことがございますかということです。介護保険と関係ございませんけどね、介護保険法はしたいんですけど、とりあえず徘徊老人のほうの問題ですのね。条例を、個人情報こそうまく適用できるような工夫を市議会のほうでご検討できないか反対にお願いしようと思いました。そういうことで短い時間で委員さんのほうで第5期についての最終段階でございました。ご意見伺いましたが、一応ですね、今日の大きな1, 2, 3の議題は終わりました。最後その他でございますが、これについて何か事

審議経過 (32)

事務局	<p>事務局のほうでございましょうか。よろしくお願ひ申します。</p> <p>すいません、先程の会長のご指摘で、「健幸」のご説明でございましたが、ちょっとわかりにくいんですけど56ページでございます。素案の56ページを開いていただくと、56ページの上に基本理念のところですね、ここに「健幸」という形でちょっと載ってます。申し訳ございません。</p>
会長	<p>私もうっかりしておりました。申し訳ございません。つまらないご指摘いたしまして申し訳ございません。どうもありがとうございます。</p>
事務局	<p>あとそれとその他でございますけれど、本日いただきましたご意見をですね、また踏まえましてですね、これから計画の正案というのを作ってまいりたいと思っております。それと保険料につきましてはですね、いわゆる金額的にもある程度抑えた形でということで評価していただきましたのですね、これを元にですね、3月の市議会のほうに条例として提案してまいりたいと思っております。特にですね、もう一度この部分という話し合いを、必要があるということになればですね、本日のこの会をもちましてですね、今年度の介護保険の運営協議会につきましては終了させていただきまして、正案につきましてはですね、またできた時点で郵送で送らせていただいとふうに考えておるのでございますけども、それでよろしいでしょうか。</p>
会長	<p>いかがでしょうか。どうしてもという場合に一応会長のほうにご相談ございますので、よろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p>
会長	<p>先程も申しましたんですが、今日一応ひとつの分岐点ということで、最後の会と思いますが、しかも第6期は大きな変更点でございます。しかもこのまま継続できるか戻せるか、日本全国の、国全体の問題ではございますがね、これに代わるいい制度があればそれが一番いいんですけども、私個人としてはよくできた制度と思っているんですけども。ま、最終的には財政の問題ありますので、やがて負担を願う方、第2号保険者がですね、今は40歳以上から64ですけどね、やがてこれが30歳</p>

審議経過 (33)

からとか、二十歳になることもあると思いますね、私個人研究者の立場からそうなるかと思っております。現に既にドイツとか韓国ではもう二十歳から払わしておりますのでそういうふうなことがくるということで。一方日本では若い人の人口が減りますということもございまして、相応的な判断が必要になってくると思うんですけど、ま、いろんな観点から第6期については大いにこう、以降のことを注意したいと思ってますけども、ま、いろんなご苦労願った中で非常に貴重なご意見をいただいたの中で、こういった第6期の計画におけましたことを感謝申し上げます、ということでございますが、これまでも、今年は8回でございますでしょうか、非常にですね、いろんな角度からあるいはご足労願ってたびたびご出席願ったこと感謝申し上げます。本当に議事進行、全体に対しましてもお礼申し上げます。お礼を申し上げてこれで散会いたします。ありがとうございました。